

給付年金コーナー

～年金を受けている方が亡くなったとき～

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

※日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受けとってない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受けとることが出来ます。

【未支給年金を受けとれる順位】

- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
(7) その他 (1)～(6) 以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受けとることが出来ます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

長瀬町国民健康保険被保険者証を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和6年7月31日までとなっています。新しい保険証を、確実にお届けするため、7月中旬から「簡易書留郵便」で発送します（受取には印鑑またはサインが必要です）。

保険証の記載内容に誤り等がありましたら、役場町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い保険証は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

～ 国保からのお願い ～

国民健康保険への加入・脱退の手続きは、事業所などからの報告により自動的にされるものではなく、本人（家族）が手続きをする必要があります。

次のような方は、国保の保険証、社会保険の保険証、年金手帳、印鑑、世帯主と対象者のマイナンバーのわかるものを持参し、役場町民課で手続きをお願いします。

※就職して職場から保険証を交付された方、その扶養に認定された方

※会社を退職された方、任意継続が終了された方

問合せ 町民課 給付担当
☎66・3111 内線125

7月の納期

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ●固定資産税（第2期分） | ●国民健康保険税
■普通徴収（第1期分） |
| ●介護保険料
■普通徴収（第1期分） | ●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第1期分） |

納期限は7月31日(木)です。口座振替の場合は7月26日(金)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

固定資産税	税務会計課課税担当	内線113
国民健康保険税	税務会計課課税担当	内線112
介護保険料	福祉介護課介護包括ケア担当	内線143
後期高齢者医療保険料	町民課給付担当	内線123

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆保険証が更新されます◆

現在お持ちの保険証の有効期限は、令和6年7月31日までとなっています。新しい保険証は、7月中旬を目安に簡易書留郵便で発送します（受取には印鑑またはサインが必要です）。

万が一、保険証の記載内容（住所・氏名・生年月日など）に誤りがありましたら、町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い保険証は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。



◆保険料の「納入通知書」を発送します◆

後期高齢者医療制度に加入されている方は、前年の所得等に応じた保険料を納めていただきます。保険料は、通常は年金からの天引き（特別徴収）となりますが、加入されて間もない方や、昨年と一昨年で所得に大きな差がある方などについては、納付書又は口座振替による納付（普通徴収）となります。令和6年度分の納入通知書を7月中旬を目安に発送しますので、納期限までに納付をお願いします。

なお、納入通知書が届いた方で口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書（金融機関への届出印の押印が必要）を町民課又は口座振替取扱い金融機関にご提出ください。

※口座振替は、税目ごとに手続きが必要となります。町税や介護保険料等を口座振替されている場合でも、別途手続きが必要となります。

問合せ 町民課 給付担当
☎66・3111 内線123